明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一二）　二
〔告　示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務二四〇）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同二四一）
○日本国に帰化を許可する件（同二四二）
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する書簡の交換に関する件（外務二二九）　三
○千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の付表の改正に関する件（同二三〇）
○向精神薬に関する条約の付表の改正に関する件（同二三一）
○麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の付表の改正に関する件（同二三二）
○重要無形文化財の保持者死亡による指定解除及び認定解除の件（文部科学一一三、一一四）　四
○重要無形文化財の保持者死亡による認定解除の件（同一一五）
○選定保存技術の保持者死亡による選定解除及び認定解除の件（同一一六）
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件（国土交通一〇九四）　五
○道路に関する件
（四国地方整備局四六～四九）　六
○道路に関する件
（九州地方整備局九一）　七
〔人事異動〕
法務省　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示
（経済産業省）　一〇
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
〔公　告〕
諸事項
官庁
所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、公示送達、建設業の許可の取消処分、次期初等練習機及び地上教育器材の提案要求書の手交に関する説明会、滞空型無人機（ＵＡＶ）の提案要求書の手交に関する説明会関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二九

省　令

○厚生労働省令第百十二号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度） **第四十三条**　法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百二十五分の二十五を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。 一～三　（略）	（社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度） **第四十三条**　法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び法による労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用に充てるべき額は、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額に百二十分の二十を乗じて得た額に第三号に掲げる額を加えて得た額を超えないものとする。 一～三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。